

⑤ 民生委員・児童委員研修

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：①個別支援活動の向上

＜現状・課題＞

- 地域社会における課題が多様化、深刻化するなかにあって、自ら地域の一員でありつつ、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっています。

他方、地域住民が抱える課題が多様化するなかにあって、さまざまな相談に対応し、その内容に応じた適切な専門機関へのつなぎ役としての役割を果たしていくためには、民生委員・児童委員自身に幅広い知識や力量が必要となっています。

- 民生委員法第 2 条には「民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。」とあります。この規定は努力義務ではありますが、社会保障や社会福祉をはじめとする各種制度についての知識、また相談援助に必要な技術を習得していくためには、研修の果たす役割が重要です。

- また、民生委員法第 18 条では、「都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。」とあります。

- 全民児連では、今後の研修事業のあり方について、平成 25 年 3 月に、研修体系および研修別のモデルプログラムを提示し、全国の民児協における研修事業の充実を働きかけています⁷。

- 都民連では、かねてより体系的な研修を企画し、①都民連が独自に行う自主研修、②東京都並びに八王子市からの受託研修、③全民児連などの関係機関・団体の主催する研修会へ委員を派遣する派遣研修の計 3 種類の研修を行っています。

自主研修のうち、5つの事項別部会（子育て支援部会、児童福祉部会、障がい福祉部会、生活福祉部会、高齢福祉部会）並びに主任児童委員部会では、3 年一期にわたり各事項について理解を深め、民生委員・児童委員としてどのような支援ができるかを探り、これからの民児協活動に生かしていくことをねらいとしています。また、民児協の中心である会長の資質向上を図り地域福祉の進展に資するため、都内 399 の単位民児協会長が一同に集まる協議員研修会や、54 の区市郡支庁会長からなる常任協議員研修会を開催しています。

⁷ 平成 25 年 3 月 全民児連「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書」

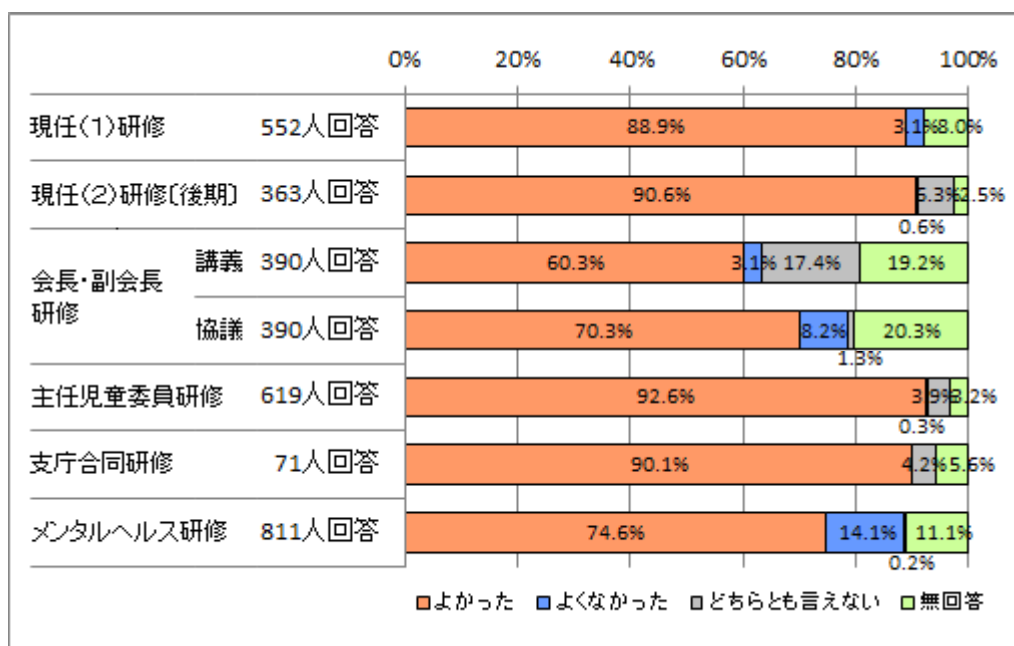
受託研修では、全国に先駆けて階層別・職層別の研修に取り組み、研修を企画する際には都民連が策定した東京版活動強化方策を意識しています。(表6)

表6 東京都並びに八王子市からの受託研修(平成30年度 主なもの)

研修名	受講対象・受講日数(一人当たり)・内容
新任民生委員・児童委員研修	【対象】 新任民生委員・児童委員 【日数】 合計3日間 【内容】 基礎研修で、福祉全般を学ぶ(相談援助の基礎知識、民生委員・児童委員活動の総論、各福祉分野)
現任(1)民生委員・児童委員研修	【対象】 概ね1期目の民生委員・児童委員(但し、主任児童委員、支庁管内の民生委員・児童委員および会長・副会長を除く) 【日数】 1日 【内容】 個別支援活動の基礎を学ぶ(個別支援活動における傾聴等の相談技術、守秘義務の大切さ、情報の取り扱いについて)
現任(2)民生委員・児童委員研修〔前期〕	【対象】 概ね2期以上10年未満の民生委員・児童委員(但し、主任児童委員、支庁管内の民生委員・児童委員および会長・副会長を除く) 【日数】 半日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ(分野別個別支援活動等)
現任(2)民生委員・児童委員研修〔後期〕	【対象】 概ね10年以上の民生委員・児童委員(但し、主任児童委員、支庁管内の民生委員・児童委員および会長・副会長を除く) 【日数】 半日 【内容】 10年以上の経験を活かし、福祉課題に対するさらなる理解と実践力の強化を図るとともに、後輩委員への適切な助言等を学ぶ
会長・副会長研修	【対象】 会長・副会長(但し、支庁管内の会長・副会長は除く) 【日数】 半日 【内容】 会長・副会長の立場で考えるべき民児協運営等について学ぶ
主任児童委員研修	【対象】 主任児童委員 【日数】 半日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ
支庁合同民生委員・児童委員研修	【対象】 支庁管内の民生委員・児童委員 【日数】 半日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ
支庁民生委員・児童委員研修	【対象】 支庁管内の民生委員・児童委員 (大島・三宅・八丈支庁を1年ずつ順番に実施) 【日数】 2日 【内容】 時宜に応じた内容について学ぶ
メンタルヘルス研修	【対象】 2期以上の民生委員・児童委員、主任児童委員 【日数】 半日 【内容】 民生委員・児童委員活動における悩みやストレス等を早期に解決し、生き生きと活動が続いていくために、委員自身の心の健康づくりとなる「メンタルヘルス」について学習する

- 受託研修の受講後アンケートでは、「受講してよかった」との回答が多くありました。研修では、講義等を通して事項に関する新しい学びや相談援助等の技術を習得し、個々の委員の質の向上を図るだけでなく、受講者同士少人数でグループ協議を行うことで、他地区の取り組みを知り、活動に対する意欲を高める効果が見られます。（図17）

図17 東京都並びに八王子市からの受託研修の受講者アンケート
（平成30年度抜粋）



- 区市町村では、全ての民生委員・児童委員に対して時宜に応じたテーマについての研修や、委嘱時に職務と役割の理解を深める新任研修を行っているところが多く、また、新しい制度が始まる際にも研修を行っています。
- このほか、民児協が行う児童・高齢・障害などの分野ごとの事項別部会があり、「個々の委員が民児協組織の活動に主体的に参画できる場であること」「特定の分野の課題等について組織として継続的に取り組める」というメリットがあります。
- 地区によっては、民児協の自主活動において事例検討を行ったり、近隣の委員同士で班を構成して話し合い、助言をもらうなど、個別支援活動の強化につながる取り組みを行っています。

<取組の方向性>

- 民生委員・児童委員の研修においては、時代の変化とともに現れている住民の生活問題を正しく捉え、適切な公的機関等と連携して対応していく学びが重要です。
- 都民連においては、今後も新任委員から中堅委員、主任児童委員、単位民児協の正副会長など、その経験や役割に応じた研修を、都全域の委員を対象に実施し、実践力を身につけるため、事例検討やワークショップの活用等参加型の研修を行うなど、研修手法についてさらなる工夫が求められます。また、参加の利便性を確保するために、都内を複数のブロックに分けた研修の開催や1回の開催時間を短くし複数日に分けて実施しています。今後は、平日勤務の常勤就労者の委員に配慮して実施する曜日を検討すること考えられます。
- また、不安を抱えながら活動が続けている新任の民生委員・児童委員をはじめ、解決困難な課題に取り組んでいる委員が、日々の活動のなかで孤立しないためには、東京都レベルに加え、区市町村や民児協レベルでの研修・事例検討などを重層的に実施することにより、民生委員・児童委員としての力を高めていくことが求められます。
- これらの体系的・重層的な研修による学びや新たな経験、知識・技術の広がりを通して、自らの自信にもつながり、やりがいをもって民生委員・児童委員活動を円滑に行うことが期待できます。



(2) 民生委員・児童委員の活動支援に向けた環境整備

住民が抱える地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や活動量の増加により、民生委員・児童委員が抱える負担感が増大しています。一方で、活動は大変だけれどやりがいがあるとの声も多く聞きます。

活動支援に向けた環境を整備し、負担感の減少により長く活動を続けることができるよう検討します。

① 地域の実情に応じた支援

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動
＜現状・課題＞

- 東京の地域の姿は、都心部から多摩地域、島しょ部まで、場所によって大きく異なります。また、地域の実情により、民生委員・児童委員を取り巻く環境は様々であり、区市町村が行う民生委員・児童委員への支援も多種多様だと考えられます。
- オートロックマンション等の集合住宅が急増している地区では、民生委員・児童委員が訪問すること自体苦慮しており、また都営住宅等、住民の高齢化により適任者を確保できず長期に渡り欠員が生じている地区では、会長や近隣地区の委員が手分けしてフォローしているものの活動量が増え負担になっています。
- 平成 19 年度から開始した民生・児童委員協力員事業は、都内 62 区市町村、399 民児協のうち、平成 30 年 4 月現在、34 区市町、116 民児協で実施し、219 人の委嘱となっています。
今後の事業利用の意向については、「利活用していく方針」の区市町村が 6 割、単位民児協が 3 割、「導入しない」との結論に至った区市町村が 4 割、単位民児協が 7 割近くあります。また、協力員の約 3 分の 2 が民生委員・児童委員経験者（OB）です。⁸
- 多忙な委員や経験の浅い委員を OB が協力員としてフォローすることで各委員の負担軽減に貢献している区市町村がある一方、協力員の委嘱より民生委員の確保が優先と考えるなど、活用しない区市町村もあります。
- 現在、多くの区市町村において、区市町村や社会福祉協議会会長が委嘱する「地域福祉推進員」や「高齢者見守り相談員」、「ふれあい相談員」等地域福祉に協力を得る委員制度が存在しており、民生委員・児童委員と連携して活動し

⁸ 平成 29 年 5 月 都民連「民生・児童委員協力員事業の活用に関する報告」

ています。

<取組の方向性>

- 都は、地域の実情に応じた民生委員・児童委員の活動環境整備のための取組を促進するよう、区市町村を支援する必要があります。
- 日頃からマンションの管理人と良好な関係を構築し、民生委員・児童委員活動の理解を深めておくとともに、管理人（管理会社）やマンションの住民に必要に応じて民生委員・児童委員に協力してもらう仕組みなどが求められています。
- 長期欠員地区については区割りを見直したり、委員を増やすことで担当世帯数を減らすなど、一人当たりの負担を軽くすることで、欠員地域が生じないようにする方策も考えられます。
- また、区市町村や民児協において、自地区の状況をよく把握したうえで、特定の委員に偏った負担を平準化することなど、負担軽減の検討も重要です。都には、広域的な立場から、こうした地域の実情を踏まえた検討に対し、必要に応じて支援していくことが求められています。



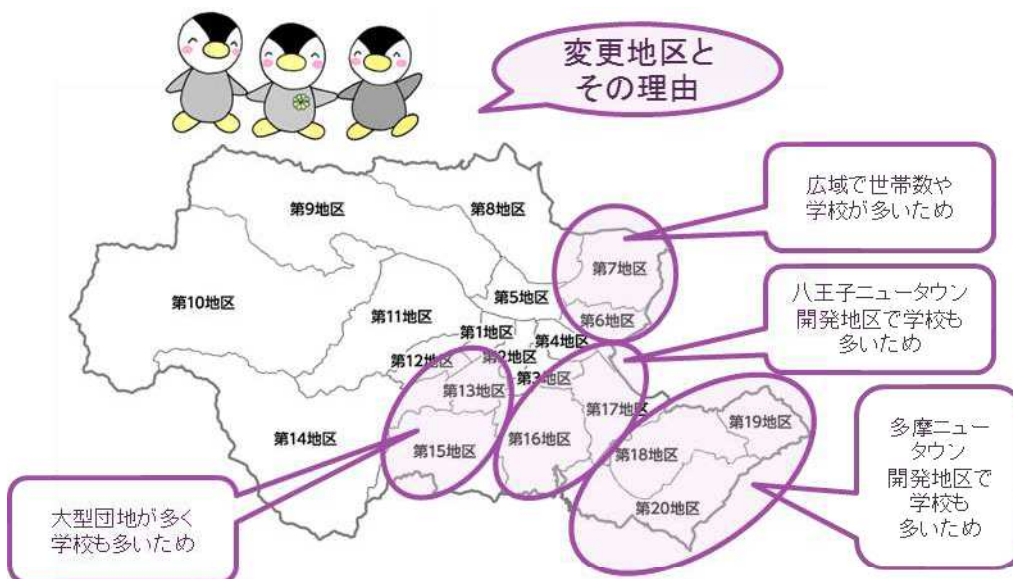
【コラム】 活動しやすい環境整備～充足率100%を目指して～（八王子市）

高齢化社会が進み地域福祉の重要性が高まる中、民生委員・児童委員をいかにして確保していくか？それは委員が活動しやすい環境を作っていくことだと、八王子市民児協では考え、検討委員会を立ち上げ、現状把握のための調査を行いました。最終的に市に「意見書」を提出し、民生委員・児童委員の担当世帯数を、都内平均 600 世帯程度（当時）に平準化させるため、平成 22 年の一斉改選時に①区域割の変更、②委員の増員を実施しました。その結果、きめ細やかな見守り活動を行うことができるようになり、地域の方に喜んでいただくとともに、委員一人一人の負担を減らすことができました。

現在も、改選ごとに各委員にアンケートを行い、活動の現状把握に努めています。

＜変更内容＞

- ①区域割 16 地区→20 地区に増、地区番号振り直し
（4つの地区を2分割⇒4増）
- ②定数 407 名→445 名に増、地区定数の変更
（区域担当29名、主任児童委員9名）



【コラム】 ふれあい相談員の配置（港区）

港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業 知ってください！ ふれあい相談員

※※※ 高齢者を訪問し、相談を受け、必要な支援につなげます ※※※

●ふれあい相談員ってどんな人●

社会福祉士や主任介護支援専門員等の資格を持つ専門職員です。ひとり暮らし高齢者等を訪問するほか、民生・児童委員、町会・自治会等の地域の集まり、イベント等に参加し、活動の周知をするともに地域のみなさんから気軽に相談していただける関係を築いています。

●ふれあい相談員の訪問活動●

ふれあい相談員は、高齢者相談センター、民生・児童委員、町会・自治会等との連携のもと、積極的に地域に出向き、介護保険や区の高齢者サービス等の利用のしやすさ、ひとり暮らし高齢者等からの相談を受け、生活実態に即した支援につなげます。

高齢者の見守りへの気付き



※港区の事業です。事業の問合せは高齢者支援課在宅支援係 TEL3578-2832 FAX3578-2419 まで

各地区の定例会には、ふれあい相談員も参加し情報交換等を行っています。一緒に出席している民生委員・児童委員からは、「活動の負担感が軽減された」との声が多くあります。

港区では、積極的に地域に出向き、ひとり暮らし高齢者などを訪問し、高齢者の困りごとなどの相談を受け、必要な支援につなげる「ふれあい相談員」を平成23年度から配置しています。

ふれあい相談員は、社会福祉士や保健師、看護師等の資格を持つ専門職員として、高齢者相談センター、民生委員・児童委員、町会・自治会、総合支所などとの連携のもと、ひとり暮らし高齢者などを訪問するほか、地域の集まり、イベントなどに参加し、地域の方々から気軽に相談していただける関係を築いています。

地域の皆さまへご協力のおねがい

高齢者のこんな異変に気付いたら・・・

<外から見ていて気付くこと>

郵便物が たまっている	ここ数日 姿を見ていない 気がする
洗濯ものに 電気がついて いる	同じ洗濯物が 干したまま
雨なのに窓が 開けっ放し	見たことのない 人が出入りして いる

<訪問したとき・お会いしたとき>

元気がない 虚せた気がする	同じ事を何度も言う 話がかみ合わない
部屋が乱雑 衣服の汚れ・臭い 髪がボサボサ	あざや怪我があり 理由を語らない 大声が聞こえる

お近くのふれあい相談室・高齢者相談センターにご連絡ください！

●ふれあい相談室一覧（平日9:00～17:00）

芝地区ふれあい相談室 03(5621)-2840	麻布地区ふれあい相談室 03(5451)-7800
赤坂地区ふれあい相談室 03(5410)-2400	高輪地区ふれあい相談室 03(5447)-1240
芝浦地区ふれあい相談室 03(5450)-5818	

●高齢者相談センター一覧（24時間・相談利用は無料です）

世田谷区高齢者相談センター 03(5232)-0040 FAX03(5232)-0067	港区高齢者相談センター 03(5453)-9032 FAX03(5453)-9068
赤坂地区高齢者相談センター 03(5410)-2418 FAX03(5410)-2417	高輪地区高齢者相談センター 03(5448)-9888 FAX03(5448)-9888
芝浦地区高齢者相談センター 03(5450)-5905 FAX03(5450)-5908	

※港区の事業です。事業の問合せは高齢者支援課在宅支援係 TEL3578-2402 FAX3578-2419 まで

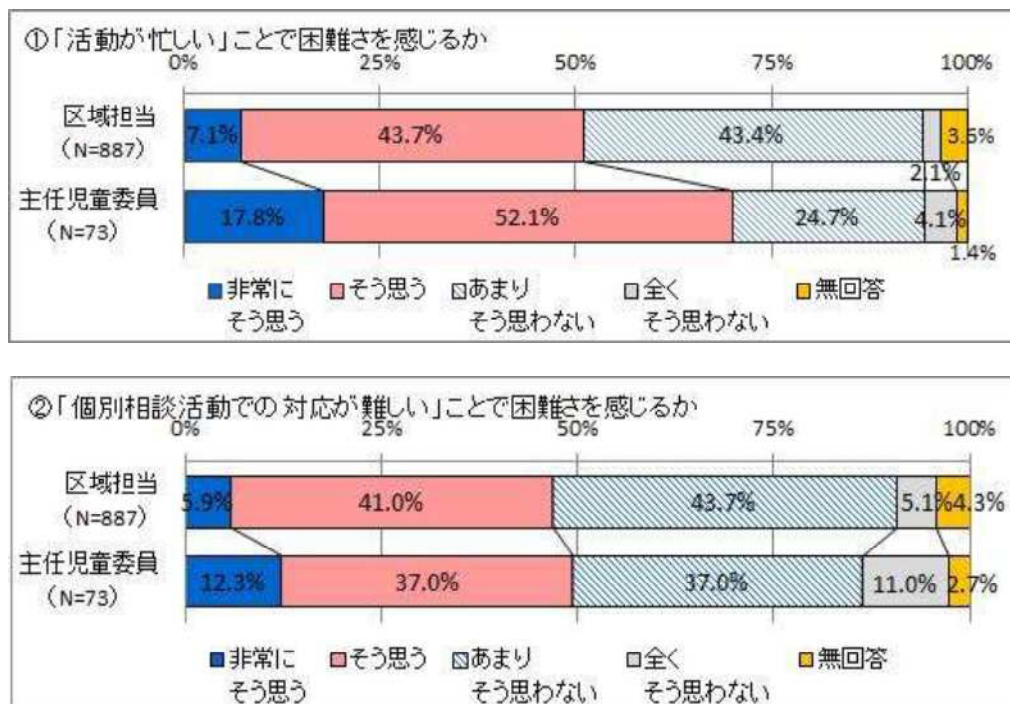
② 民生委員・児童委員に依頼される業務の多様化

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：③民児協組織の強化

<現状・課題>

- 民生委員・児童委員に対して行政や関係機関等から様々な業務が依頼されています。また、行政は、子供分野、高齢者分野、障害者分野等に分かれており、それぞれの部門から依頼されるなど、民生委員・児童委員の業務負担は高まっています。さらに、中にはその職務を超えるものも散見されます。
- 活動する際の困難さについて、実態調査によると、「活動が忙しい」を「非常にそう思う」「そう思う」と回答した委員が、区域担当では約 50%、主任児童委員においては約 70%を占めています。個別相談活動での対応が難しいことで困難さを感じると回答したのは「非常にそう思う」「そう思う」合わせて半数程度でした。(図18)
- 民生委員・児童委員は地域住民の緊急性のある課題に対応せざるを得ない場合があります。民生委員・児童委員に占める就労者の割合が高まる中、行政の担当者に連絡がとれないことが委員の負担になっているという声も多く聞きます。

図18 民生委員・児童委員として活動する際の困難さ

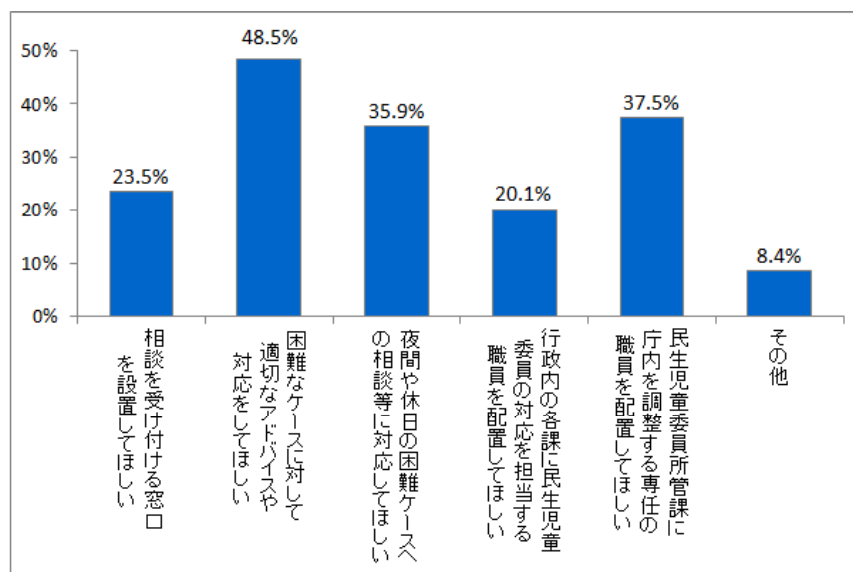


(①～② 平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)

<取組の方向性>

- 今後、地域によって取組が進められていく住民同士の支え合いによる日常生活支援体制の整備や住民参加による地域づくりの進展なども見据え、地域の実情を踏まえながら民生委員・児童委員の活動範囲について整理・検証する必要があります。
- そのためには、行政の所管部署等が民生委員・児童委員が行っている業務を集約し、必要なものをよく検証した上で依頼・情報提供するよう、民児協から行政の各部署や関係機関等に働き掛けることも必要であり、民生委員・児童委員が地域福祉における住民の中核として、力を効果的に発揮できる環境を整備していくことが必要です。
- 対応が困難なケースや専門的な知識が必要な場合に、行政から適切なアドバイスを受けることや、民生委員・児童委員所管課に庁内を調整する専任職員の配置、区市町村行政機関の閉庁時間帯における民生委員・児童委員からの連絡や相談に応じる体制を整備することは委員の安心感につながります。(図19)

図19 行政のサポート体制について(複数回答)



(平成30年度民生委員・児童委員活動実態調査)